

大空町内の事業者の皆様へ

登録料
換金手数料
無料

大空町全店クーポン そらポン 参加店舗募集のご案内

募集期限

令和7年 **4月17日（木）** まで

※募集期限を経過した場合でも、随時受け付けております（そらポンに同封する取扱店一覧には掲載できません）。

■事業概要

事業目的	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民に対し、町内で利用できるクーポン券を発行し、生活を支援するとともに、町内の消費喚起を図る
事業主体 （発行元）	大空町（事業委託先：大空町商工会）
名称	大空町全店クーポン そらポン
発行総額	3,250万円（6,500冊）
支給対象	令和7年4月15日現在の住民基本台帳に記録されている方
支給額	一人当たり 5,000円（500円券×10枚）
利用期間	そらポンが各世帯に到着後（5月上旬予定） から 令和7年7月31日（木）まで

■募集要項

参加資格	大空町内に事業所又は店舗等を有し、町内の店舗に限りクーポンを利用可能とすることができるもの。ただし、次の事業者を除きます。 ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗の営業を行っているもの ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項第2号（競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき）に該当する者、及び刑法による強制執行行為妨害等もしくは贈賄、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法に基づく公訴を提起されているもの等 ④ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。 ⑤ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。 ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
------	---

利 用 対 象 に な ら な い も の	次の① ～ ⑤に該当するものは、そらポンの使用対象外とします。 ① 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金） ② 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入 ③ 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等への変換（チャージ等） ④ クーポンの交換又は売買 ⑤ その他、事業者判断による
取 り 扱 い 厳 守 事 項	① クーポンは、物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。 ② クーポンと現金の交換は禁止しています。 ③ クーポン額面未満の利用の場合であっても、お釣りは渡さないで下さい。 ④ クーポン額面を超えての利用の場合、不足分は現金等で受け取って下さい。 ⑤ 使用期間を過ぎたクーポンは受け取らないで下さい。 ⑥ クーポンの盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。
参 加 店 舗 の 責 務 等	次に掲げる事項を遵守していただきます。 ① クーポンが利用可能な店舗であることが明確になるよう、大空町が配付する販売ツール（POP（取扱店））を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。 ② 確認用として配布する見本券は、クーポンを取り扱うすべての従業員等に周知すること。 ③ 利用者が使用されるクーポンについて、受け取って問題ないかの確認をすること。なお色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポンと判別できる場合は、クーポンの受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報すること。又、その旨大空町にも報告すること。 ④ 著しく破損・汚損しているクーポンは、受け取りを拒否すること。 ⑤ クーポンの交換及び売買は行わないこと。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたクーポンのみ換金可能です。
換 金 方 法	・換金は、口座振込となります。現金での換金には応じかねますのでご了承ください。詳細は、別途お知らせいたします。 ・換金請求先は大空町又は大空町商工会を予定しており、月2回（15日、月末）振り込みます。
そ の 他 留 意 事 項	・「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、別途協議を行います。 ・参加店舗情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「クーポンの使えるお店」として、チラシやホームページなどにより広報します。 ・当事業終了後に参加店舗のアンケート調査を実施する場合がありますのでご協力をお願いいたします。

《参加店舗の取り消し》

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取消、損害金が発生した際はご請求する場合があります。

■ 申込方法及び提出先

参加を希望される店舗（事業所）は、「募集要項」に同意のうえ、別添「参加申込書兼誓約書」に**必要事項を記入し、下記のいずれかの方法で申請**して下さい。なお、町内に複数の店舗をお持ちの事業者は、各店舗単位でお申込みください。

郵 持	送 参	〒099-2392 大空町女満別西3条4丁目1番1号 大空町役場　まちづくり推進室　地域戦略グループ　宛	
F	A	X	0152-74-2191　大空町役場　宛

【参加店舗の選定】

- ・申込みのあった事業者については、大空町の審査を経て、参加店舗として承認します。
- ・参加店舗には、店頭に掲示して頂くPOP（取扱店）1枚を後日配布します（複数店舗分を申込みの場合は、本社又は統括する店舗へ一括して送付します）。
- ・ただし、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

■問合せ先

大空町役場 まちづくり推進室 地域戦略グループ

☎(0152)77-8093 平日8:45～17:30